

武蔵野市介護職・看護職 R e スタート支援金に関する Q & A (2020年8月26日更新)

No	項目	質問	回答	備考
1	対象	令和2年4月1日に就職した場合は対象とならないのでしょうか。	本支援金の対象となる期間は、東京都で緊急事態宣言が発令された令和2年4月7日以降としています。	
2	対象	就業規則で常勤は週40時間と定めていますが、週32時間の非常勤職員も常勤として取り扱ってよいですか。	就業規則で定める勤務時間は各法人で異なるため、本支援金では週32時間以上であれば常勤とみなします。	
3	対象	週3日で20時間程度勤務している職員は対象とならないのでしょうか。	介護施設等の人材の確保と新型コロナウイルスの影響により失業した方への雇用対策の観点から常勤職員を対象としています。	
4	対象	申請者が武蔵野市民でなくても対象になりますか。	対象になります。	
5	資格	旧ホームヘルパー1級または2級（訪問介護員1級または2級養成研修課程修了）も資格等に該当しますか。	該当します。	
6	資格	理学療法士や作業療法士は資格等に該当しますか。	該当しません。	
7	資格	資格取得見込の場合も資格等を有する者に該当しますか。	申請日時点で資格を有し、資格証の写しの提出が可能であれば該当するものとします。なお、申請期間は就職日から原則60日以内（就職日が8/31以前の場合は10/31まで）となります。	
8	対象	派遣会社等による人材派遣により事業所で勤務している場合は対象となりますか。	対象となりません。 直接雇用が条件となります。	
9	対象	派遣会社等による人材派遣により事業所で勤務後、その事業所で直接雇用となった場合は対象となりますか。	令和2年4月7日以降に直接雇用となった場合は対象となります。	
10	対象	市外の介護サービスを実施している法人から令和2年4月7日以降に市内の介護サービスを実施している別法人に転職した場合は対象となりますか。	対象となりません。 ただし、事業所の廃止などの理由で退職した場合や退職後3か月以上経過してからの再就職の場合は対象となります。	
11	対象	市内の障害サービスを実施している法人から令和2年4月7日以降に市内の介護サービスを実施している別法人に転職した場合は対象となりますか。	対象となりません。 ただし、事業所の廃止などの理由で退職した場合や退職後3か月以上経過してからの再就職の場合は対象となります。	
12	対象	通所の送迎ドライバーとフロア内の配膳業務などを兼務している場合は対象となりますか。	武蔵野市高齢者支援課までお問い合わせください。 対象となる職種としての勤務時間が半分以上占めることが確認できれば対象になります。市から事業所へ確認させていただきます。	
13	対象	介護施設等の事業所が廃止になり退職し、市内の介護サービスを実施している別法人に転職した場合は対象となりますか。この場合は3か月を経過しなくても対象となりますか。	対象となります。 3か月を経過していない場合も対象となります。	

武蔵野市介護職・看護職 R e スタート支援金に関する Q & A (2020年8月26日更新)

No	項目	質問	回答	備考
14	対象	事業譲渡や吸収合併などにより法人が変更になり、旧法人を退職し、新法人で就職となった場合は対象となりますか。	事業譲渡や吸収合併などで、実質的に継続して事業所が運営されていると判断する場合は対象外となります。	
15	返還	就職後6か月以内に事業所の廃止により退職となった場合は支援金を返還する必要がありますか。	事業所の廃止などの理由で退職となった場合は返還不要です。ただし、あらかじめ廃止することが決まっていながら就職した場合は返還していただくことがあります。	
16	返還	就職後6か月以内に同法人の他市に所在する事業所へ異動となった場合は支援金を返還する必要がありますか。	原則返還となりますが、法人の都合によるやむを得ない異動と判断できた場合は返還不要とします。	
17	返還	就職後6か月以内に別法人の市内に所在する事業所へ転職した場合は支援金を返還する必要がありますか。	市内の介護施設等への転職の場合は返還不要です。ただし当初の就職日からの在職期間が累計で6か月未満で退職した場合は返還が必要です。	
18	提出物	申請書等は自筆ではなく、パソコンで入力したものでよいでしょうか。	入力により作成したもので問題ありません。押印および自署欄は印刷不可とします。	
19	提出物	履歴書は決まった様式がありますか。	任意の様式で提出をお願いします。 就職時に提出している履歴書等の写しでも可能です。	
20	提出物	通帳の写しはどのページが必要ですか。	支給対象者本人名義のもので、金融機関の支店番号、口座番号、口座名義がわかるページをご提出ください。	
21	その他	国の慰労金と本支援金の両方を受け取ることは問題ありませんか。	併給可能です。	
22	その他	本支援金は課税対象ですか。	本支援金は雑所得として扱われますので、必要に応じて所得の申告（確定申告など）をしてください。	
23	対象	居宅介護支援事業所から令和2年4月7日以降に別法人の訪問介護事業所へ転職した場合は本支援金の対象になりますか。	居宅介護支援は、要綱に定める介護施設等に該当しないため、対象になります。	8/26追加
24	対象	非常勤職員（週32時間未満）から令和2年4月7日以降に常勤職員（週32時間以上）になった場合は対象になりますか。	対象になりません。	8/26追加
25	対象	対象となる職種欄に ・介護施設等で身体介護、生活支援、就労支援、療育または看護に従事する者 ・在宅で訪問介護、移動支援または訪問看護に従事する者と記載がありますが、機能訓練に従事している場合も対象となりますか。	対象となります。	8/26追加